

自動車損害賠償責任保険基準料率

2017年1月17日届出

損害保険料率算出機構

## 自動車損害賠償責任保険基準料率

自動車損害賠償責任保険基準料率は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定に基づく自動車損害賠償責任保険契約であって、損害保険料率算出機構の会員が使用する自動車損害賠償責任保険普通保険約款による保険契約に対して適用する。

### 1. 保険金額

自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第2条に定める保険金額

2. 基準料率

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～49か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	60か月契約	59か月契約	58か月契約	57か月契約	56か月契約	55か月契約	54か月契約	53か月契約	52か月契約	51か月契約	50か月契約	49か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用													
	自家用													
営業用乗用自動車	A													
	B													
	C													
	D													
自家用乗用自動車														
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの												
		最大積載量が2トン以下のもの												
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの												
		最大積載量が2トン以下のもの												
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用													
	自家用													
小型二輪自動車														
軽自動車	検査対象車													
	検査対象外車	22,510												
原動機付自転車			16,990											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車														
緊急自動車														
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		40,270	39,710	39,140	38,580	38,010	37,450	36,880	36,320	35,750	35,190	34,620	34,060
	(ロ) 小型二輪自動車		18,160	17,950	17,740	17,520	17,310	17,100	16,890	16,680	16,470	16,260	16,050	15,840
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	18,160	17,950	17,740	17,520	17,310	17,100	16,890	16,680	16,470	16,260	16,050	15,840
		検査対象外車	18,050	17,840	17,630	17,420	17,210	17,000	16,800	16,590	16,380	16,170	15,960	15,750
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車													
	(ロ) 教習用自動車													
	その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)												
		b 小型二輪自動車												
		c 軽自動車	検査対象車											
検査対象外車	29,680													
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車														
検査対象外被けん引軽自動車			5,130											

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その2 48か月～37か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	48か月契約	47か月契約	46か月契約	45か月契約	44か月契約	43か月契約	42か月契約	41か月契約	40か月契約	39か月契約	38か月契約	37か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用													
	自家用													
営業用乗用自動車	A													
	B													
	C													
	D													
自家用乗用自動車														36,780
普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの												
		最大積載量が2トン以下のもの												
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの												
		最大積載量が2トン以下のもの												
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用													
	自家用													
小型二輪自動車														14,950
軽自動車	検査対象車													35,610
	検査対象外車	19,140												
原動機付自転車			14,690											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車														
緊急自動車														10,450
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		33,490	32,920	32,340	31,760	31,190	30,610	30,040	29,460	28,880	28,310	27,730	27,150
	(ロ) 小型二輪自動車		15,630	15,410	15,200	14,980	14,770	14,550	14,340	14,120	13,910	13,690	13,480	13,260
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	15,630	15,410	15,200	14,980	14,770	14,550	14,340	14,120	13,910	13,690	13,480	13,260
		検査対象外車	15,540	15,330	15,120	14,900	14,690	14,480	14,270	14,050	13,840	13,630	13,410	13,200
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車													
	(ロ) 教習用自動車													
	その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)												
		b 小型二輪自動車												20,540
		c 軽自動車	検査対象車											
検査対象外車	24,940													
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車														
検査対象外被けん引軽自動車			5,110											

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その3 36か月～25か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約	31か月契約	30か月契約	29か月契約	28か月契約	27か月契約	26か月契約	25か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用													
	自家用													
営業用乗用自動車	A													
	B													
	C													
	D													
自家用乗用自動車			35,950	35,110	34,270	33,420	32,580	31,740	30,890	30,050	29,210	28,360	27,520	26,680
普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの												76,180
		最大積載量が2トン以下のもの												52,210
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの												53,890
		最大積載量が2トン以下のもの												44,100
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用													44,760
	自家用													30,460
小型二輪自動車			14,690	14,430	14,160	13,900	13,630	13,370	13,110	12,840	12,580	12,310	12,050	11,780
軽自動車	検査対象車		34,820	34,000	33,190	32,380	31,570	30,760	29,940	29,130	28,320	27,510	26,690	25,880
	検査対象外車		15,720											
原動機付自転車			12,340											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車														10,920
緊急自動車			10,310	10,160	10,020	9,870	9,730	9,580	9,440	9,300	9,150	9,010	8,860	8,720
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		26,580	25,990	25,400	24,810	24,230	23,640	23,050	22,460	21,880	21,290	20,700	20,110
	(ロ) 小型二輪自動車		13,050	12,830	12,610	12,390	12,170	11,950	11,730	11,510	11,290	11,070	10,850	10,640
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	13,050	12,830	12,610	12,390	12,170	11,950	11,730	11,510	11,290	11,070	10,850	10,640
		検査対象外車	12,990	12,770	12,550	12,340	12,120	11,900	11,680	11,470	11,250	11,030	10,820	10,600
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車													9,550
	(ロ) 教習用自動車													9,550
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)												31,230
		b 小型二輪自動車	20,140	19,730	19,310	18,900	18,490	18,080	17,660	17,250	16,840	16,430	16,010	15,600
	他	c 軽自動車	検査対象車											15,600
		検査対象外車	20,100											
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車														5,010
検査対象外被けん引軽自動車			5,090											

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その4 24か月～13か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	24か月契約	23か月契約	22か月契約	21か月契約	20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約	15か月契約	14か月契約	13か月契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用													56,220	
	自家用													16,220	
営業用乗用自動車	A													138,950	
	B													110,210	
	C													83,640	
	D													48,780	
自家用乗用自動車			25,830	24,970	24,110	23,260	22,390	21,530	20,680	19,820	18,960	18,100	17,240	16,380	
普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	73,410	70,580	67,760	64,940	62,120	59,290	56,470	53,650	50,830	48,000	45,180	42,360	
		最大積載量が2トン以下のもの	50,370	48,500	46,630	44,750	42,880	41,010	39,140	37,270	35,390	33,520	31,650	29,780	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	51,990	50,050	48,120	46,180	44,240	42,300	40,360	38,420	36,480	34,540	32,600	30,660	
		最大積載量が2トン以下のもの	42,580	41,030	39,480	37,930	36,380	34,830	33,270	31,720	30,170	28,620	27,070	25,520	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		43,220	41,640	40,060	38,490	36,910	35,330	33,750	32,180	30,600	29,020	27,450	25,870	
	自家用		29,470	28,460	27,450	26,440	25,430	24,420	23,410	22,400	21,390	20,380	19,370	18,360	
小型二輪自動車			11,520	11,250	10,980	10,710	10,440	10,170	9,900	9,640	9,370	9,100	8,830	8,560	
軽自動車	検査対象車		25,070	24,240	23,410	22,590	21,760	20,930	20,100	19,270	18,440	17,610	16,790	15,960	
	検査対象外車		12,220												
原動機付自転車			9,950												
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			10,690	10,450	10,220	9,980	9,750	9,510	9,280	9,040	8,810	8,570	8,340	8,100	
緊急自動車			8,570	8,420	8,280	8,130	7,980	7,830	7,690	7,540	7,390	7,240	7,090	6,950	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		19,520	18,920	18,320	17,730	17,130	16,530	15,930	15,330	14,730	14,130	13,530	12,930	
	(ロ) 小型二輪自動車		10,420	10,190	9,970	9,740	9,520	9,300	9,070	8,850	8,620	8,400	8,180	7,950	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	10,420	10,190	9,970	9,740	9,520	9,300	9,070	8,850	8,620	8,400	8,180	7,950	
		検査対象外車	10,380	10,160	9,940	9,720	9,500	9,270	9,050	8,830	8,610	8,390	8,170	7,940	
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		9,370	9,190	9,010	8,830	8,650	8,470	8,280	8,100	7,920	7,740	7,560	7,380	
	(ロ) 教習用自動車		9,370	9,190	9,010	8,830	8,650	8,470	8,280	8,100	7,920	7,740	7,560	7,380	
	その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		30,210	29,170	28,120	27,090	26,040	25,000	23,960	22,920	21,880	20,840	19,800	18,760
		b 小型二輪自動車		15,190	14,770	14,350	13,930	13,510	13,080	12,660	12,240	11,820	11,400	10,980	10,560
		c 軽自動車	検査対象車	15,190	14,770	14,350	13,930	13,510	13,080	12,660	12,240	11,820	11,400	10,980	10,560
			検査対象外車	15,170											
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,000	5,000	5,000	
検査対象外被けん引軽自動車			5,060												

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その5 12か月～5日契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約	7か月契約	6か月契約	5か月契約	4か月契約	3か月契約	2か月契約	1か月契約	5日契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用		52,350	48,400	44,460	40,510	36,560	32,620	28,670	24,720	20,780	16,830	12,880	8,940		
	自家用		15,370	14,510	13,640	12,780	11,910	11,050	10,180	9,320	8,450	7,590	6,720	5,850		
営業用乗用自動車	A		128,840	118,520	108,190	97,870	87,550	77,230	66,910	56,590	46,270	35,950	25,630	15,310		
	B		102,260	94,160	86,050	77,940	69,840	61,730	53,630	45,520	37,410	29,310	21,200	13,100		
	C		77,700	71,640	65,580	59,520	53,460	47,400	41,340	35,280	29,230	23,170	17,110	11,050		
	D		45,480	42,100	38,730	35,360	31,980	28,610	25,230	21,860	18,490	15,110	11,740	8,360		
自家用乗用自動車			15,520	14,640	13,760	12,880	12,010	11,130	10,250	9,380	8,500	7,620	6,740	5,870		
普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	39,540	36,660	33,780	30,900	28,020	25,140	22,260	19,390	16,510	13,630	10,750	7,870		
		最大積載量が2トン以下のもの	27,900	26,000	24,080	22,180	20,270	18,360	16,450	14,540	12,630	10,720	8,810	6,900		
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	28,720	26,750	24,770	22,790	20,810	18,830	16,860	14,880	12,900	10,920	8,950	6,970		
		最大積載量が2トン以下のもの	23,970	22,390	20,810	19,230	17,640	16,060	14,480	12,900	11,320	9,740	8,150	6,570		
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		24,290	22,680	21,070	19,470	17,860	16,250	14,640	13,030	11,420	9,820	8,210	6,600		
	自家用		17,350	16,320	15,290	14,260	13,230	12,200	11,170	10,140	9,110	8,080	7,050	6,020		
小型二輪自動車			8,290	8,010	7,740	7,460	7,190	6,910	6,640	6,360	6,090	5,820	5,540	5,260		
軽自動車	検査対象車		15,130	14,280	13,440	12,590	11,750	10,910	10,060	9,210	8,370	7,530	6,680	5,840		
	検査対象外車		8,650													
原動機付自転車			7,500													
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			7,870	7,630	7,390	7,150	6,910	6,670	6,430	6,190	5,950	5,710	5,470	5,230		
緊急自動車			6,800	6,650	6,500	6,350	6,200	6,050	5,890	5,740	5,590	5,440	5,290	5,140		
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		12,330	11,720	11,110	10,490	9,880	9,270	8,660	8,050	7,440	6,830	6,210	5,600	5,090	
	(ロ) 小型二輪自動車		7,730	7,500	7,270	7,050	6,820	6,590	6,360	6,130	5,900	5,680	5,450	5,220	5,030	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	7,730	7,500	7,270	7,050	6,820	6,590	6,360	6,130	5,900	5,680	5,450	5,220	5,030	
		検査対象外車	7,720	7,500	7,270	7,050	6,820	6,590	6,370	6,140	5,910	5,690	5,460	5,240	5,050	
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		7,200	7,020	6,830	6,650	6,460	6,280	6,100	5,910	5,730	5,540	5,360	5,170		
	(ロ) 教習用自動車		7,200	7,020	6,830	6,650	6,460	6,280	6,100	5,910	5,730	5,540	5,360	5,170		
	その他	(ハ) a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		17,720	16,660	15,600	14,540	13,480	12,420	11,360	10,300	9,230	8,170	7,110	6,050	
		b 小型二輪自動車		10,140	9,710	9,280	8,850	8,420	7,990	7,570	7,140	6,710	6,280	5,850	5,420	
		c 軽自動車	検査対象車	10,140	9,710	9,280	8,850	8,420	7,990	7,570	7,140	6,710	6,280	5,850	5,420	
			検査対象外車	10,140												
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000		
検査対象外被けん引軽自動車			5,040													

(注) 営業用乗用自動車の車種欄におけるA、B、C及びDはそれぞれ別表の区分による。

別 表

地 域 名 等	
東京都の特別区、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市及び川崎市に使用の本拠を有するタクシー並びに札幌市、北九州市及び福岡市に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（個人タクシーを除く。）	A
北海道（札幌市を除く。）、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（特別区のタクシー及び特別区、武蔵野市及び三鷹市のハイヤーを除く。）、神奈川県（横浜市のタクシー及びハイヤー、川崎市のタクシー及びハイヤーを除く。）、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県（名古屋市のタクシー及びハイヤーを除く。）、三重県、滋賀県、京都府（京都市のタクシー及びハイヤーを除く。）、大阪府（大阪市のタクシー及び大阪市域のハイヤーを除く。）、兵庫県（神戸市のタクシー及び神戸市域のハイヤーを除く。）、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県（北九州市及び福岡市を除く。）、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（個人タクシーを除く。）	B
東京都の特別区、武蔵野市、三鷹市、大阪市域、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市域及び川崎市に使用の本拠を有するハイヤー	C
個人タクシー	D

(注) 大阪市域とは、大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、柏原市（大和川以北の区域に限る。）、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、三島郡島本町及び泉北郡忠岡町をいい、神戸市域とは、神戸市、尼崎市、明石市（瀬戸川以東の区域に限る。）、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市及び川辺郡をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～49か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	60か月契約	59か月契約	58か月契約	57か月契約	56か月契約	55か月契約	54か月契約	53か月契約	52か月契約	51か月契約	50か月契約	49か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用													
	家用													
営業用乗用自動車	個人を除く													
	個人													
家用乗用自動車														
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの												
		最大積載量が2トン以下のもの												
	家用	最大積載量が2トンを超えるもの												
		最大積載量が2トン以下のもの												
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用													
	家用													
小型二輪自動車														
軽自動車	検査対象車													
	検査対象外車	7,460												
原動機付自転車		5,660												
大型特殊自動車及び小型特殊自動車														
緊急自動車														
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,050	6,030	6,020	6,000	5,980	5,970	5,950	5,930	5,910	5,900	5,880	5,860
	(ロ) 小型二輪自動車		6,050	6,030	6,020	6,000	5,980	5,970	5,950	5,930	5,910	5,900	5,880	5,860
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	6,050	6,030	6,020	6,000	5,980	5,970	5,950	5,930	5,910	5,900	5,880	5,860
		検査対象外車	6,030	6,010	5,990	5,980	5,960	5,940	5,930	5,910	5,900	5,880	5,860	5,850
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車													
	(ロ) 教習用自動車													
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)												
		b 小型二輪自動車												
		c 軽自動車	検査対象車											
検査対象外車	5,190													
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車														
検査対象外被けん引軽自動車			5,130											

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その2 48か月～37か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	48か月契約	47か月契約	46か月契約	45か月契約	44か月契約	43か月契約	42か月契約	41か月契約	40か月契約	39か月契約	38か月契約	37か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用													
	家用													
営業用乗用自動車	個人を除く													
	個人													
家用乗用自動車														10,730
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの												
		最大積載量が2トン以下のもの												
	家用	最大積載量が2トンを超えるもの												
		最大積載量が2トン以下のもの												
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用													
	家用													
小型二輪自動車														8,060
軽自動車	検査対象車													9,490
	検査対象外車	6,990												
原動機付自転車			5,540											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車														
緊急自動車														5,490
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,850	5,830	5,810	5,800	5,780	5,760	5,740	5,730	5,710	5,690	5,670	5,660
	(ロ) 小型二輪自動車		5,850	5,830	5,810	5,800	5,780	5,760	5,740	5,730	5,710	5,690	5,670	5,660
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,850	5,830	5,810	5,800	5,780	5,760	5,740	5,730	5,710	5,690	5,670	5,660
		検査対象外車	5,830	5,820	5,800	5,780	5,770	5,750	5,730	5,720	5,700	5,680	5,670	5,650
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車													
	(ロ) 教習用自動車													
	その他	(ハ) a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)												
		b 小型二輪自動車												5,240
		c 軽自動車	検査対象車											
検査対象外車	5,160													
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車														
検査対象外被けん引軽自動車			5,110											

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その3 36か月～25か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約	31か月契約	30か月契約	29か月契約	28か月契約	27か月契約	26か月契約	25か月契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用														
	家用														
営業用乗用自動車	個人を除く														
	個人														
家用乗用自動車			10,580	10,430	10,280	10,120	9,970	9,820	9,670	9,510	9,360	9,210	9,060	8,910	
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの												29,460	
		最大積載量が2トン以下のもの												22,340	
	家用	最大積載量が2トンを超えるもの												29,460	
		最大積載量が2トン以下のもの												22,340	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用													11,950	
	家用													11,950	
小型二輪自動車			7,980	7,900	7,820	7,730	7,650	7,570	7,490	7,410	7,330	7,250	7,170	7,080	
軽自動車	検査対象車		9,370	9,250	9,130	9,010	8,890	8,770	8,650	8,540	8,420	8,300	8,180	8,060	
	検査対象外車		6,510												
原動機付自転車			5,410												
大型特殊自動車及び小型特殊自動車														5,260	
緊急自動車			5,480	5,460	5,450	5,440	5,430	5,410	5,400	5,390	5,370	5,360	5,350	5,330	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,640	5,620	5,600	5,590	5,570	5,550	5,530	5,520	5,500	5,480	5,460	5,450	
	(ロ) 小型二輪自動車		5,640	5,620	5,600	5,590	5,570	5,550	5,530	5,520	5,500	5,480	5,460	5,450	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,640	5,620	5,600	5,590	5,570	5,550	5,530	5,520	5,500	5,480	5,460	5,450	
		検査対象外車	5,630	5,620	5,600	5,580	5,570	5,550	5,530	5,520	5,500	5,480	5,460	5,450	
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車													5,050	
	(ロ) 教習用自動車													5,050	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)													7,170
		b 小型二輪自動車	5,240	5,230	5,220	5,220	5,210	5,200	5,200	5,190	5,180	5,180	5,170	5,160	
		c 軽自動車	検査対象車												5,160
検査対象外車	5,120														
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車														5,010	
検査対象外被けん引軽自動車			5,090												

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その4 24か月～13か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	24か月契約	23か月契約	22か月契約	21か月契約	20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約	15か月契約	14か月契約	13か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用													18,390
	自家用													16,220
営業用乗用自動車	個人を除く													24,250
	個人													24,250
自家用乗用自動車			8,750	8,600	8,440	8,290	8,130	7,980	7,820	7,670	7,510	7,360	7,200	7,050
けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	28,510	27,540	26,570	25,600	24,630	23,660	22,690	21,720	20,750	19,780	18,810	17,840
		最大積載量が2トン以下のもの	21,670	20,980	20,290	19,600	18,910	18,230	17,540	16,850	16,160	15,470	14,790	14,100
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	28,510	27,540	26,570	25,600	24,630	23,660	22,690	21,720	20,750	19,780	18,810	17,840
		最大積載量が2トン以下のもの	21,670	20,980	20,290	19,600	18,910	18,230	17,540	16,850	16,160	15,470	14,790	14,100
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		11,680	11,400	11,120	10,850	10,570	10,300	10,020	9,750	9,470	9,190	8,920	8,640
	自家用		11,680	11,400	11,120	10,850	10,570	10,300	10,020	9,750	9,470	9,190	8,920	8,640
小型二輪自動車			7,000	6,920	6,840	6,750	6,670	6,590	6,500	6,420	6,340	6,260	6,170	6,090
軽自動車	検査対象車		7,940	7,820	7,700	7,570	7,450	7,330	7,210	7,090	6,970	6,840	6,720	6,600
	検査対象外車		6,020											
原動機付自転車			5,280											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,250	5,240	5,230	5,220	5,200	5,190	5,180	5,170	5,160	5,150	5,140	5,130
緊急自動車			5,320	5,310	5,290	5,280	5,270	5,250	5,240	5,220	5,210	5,200	5,180	5,170
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,430	5,410	5,390	5,370	5,360	5,340	5,320	5,300	5,280	5,270	5,250	5,230
	(ロ) 小型二輪自動車		5,430	5,410	5,390	5,370	5,360	5,340	5,320	5,300	5,280	5,270	5,250	5,230
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,430	5,410	5,390	5,370	5,360	5,340	5,320	5,300	5,280	5,270	5,250	5,230
		検査対象外車	5,430	5,410	5,400	5,380	5,360	5,340	5,330	5,310	5,290	5,280	5,260	5,240
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,050	5,050	5,040	5,040	5,040	5,040	5,030	5,030	5,030	5,030	5,030	5,020
	(ロ) 教習用自動車		5,050	5,050	5,040	5,040	5,040	5,040	5,030	5,030	5,030	5,030	5,030	5,020
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	7,090	7,000	6,920	6,830	6,740	6,660	6,570	6,480	6,400	6,310	6,220	6,140
		b 小型二輪自動車	5,160	5,150	5,140	5,140	5,130	5,120	5,120	5,110	5,100	5,100	5,090	5,080
	c 軽自動車	検査対象車	5,160	5,150	5,140	5,140	5,130	5,120	5,120	5,110	5,100	5,100	5,090	5,080
		検査対象外車	5,090											
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,000	5,000	5,000
検査対象外被けん引軽自動車			5,060											

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その5 12か月～5日契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約	7か月契約	6か月契約	5か月契約	4か月契約	3か月契約	2か月契約	1か月契約	5日契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用		17,380	16,350	15,320	14,280	13,250	12,220	11,190	10,150	9,120	8,090	7,060	6,020	
	家用		15,370	14,510	13,640	12,780	11,910	11,050	10,180	9,320	8,450	7,590	6,720	5,850	
営業用乗用自動車	個人を除く		22,790	21,310	19,820	18,340	16,860	15,370	13,890	12,410	10,920	9,440	7,960	6,470	
	個人		22,790	21,310	19,820	18,340	16,860	15,370	13,890	12,410	10,920	9,440	7,960	6,470	
家用乗用自動車			6,890	6,730	6,570	6,420	6,260	6,100	5,940	5,780	5,620	5,470	5,310	5,150	
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	16,870	15,880	14,890	13,900	12,910	11,920	10,930	9,940	8,950	7,960	6,970	5,980	
		最大積載量が2トン以下のもの	13,410	12,710	12,010	11,310	10,600	9,900	9,200	8,500	7,800	7,100	6,390	5,690	
	家用	最大積載量が2トンを超えるもの	16,870	15,880	14,890	13,900	12,910	11,920	10,930	9,940	8,950	7,960	6,970	5,980	
		最大積載量が2トン以下のもの	13,410	12,710	12,010	11,310	10,600	9,900	9,200	8,500	7,800	7,100	6,390	5,690	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		8,370	8,090	7,800	7,520	7,240	6,960	6,680	6,400	6,120	5,840	5,550	5,270	
	家用		8,370	8,090	7,800	7,520	7,240	6,960	6,680	6,400	6,120	5,840	5,550	5,270	
小型二輪自動車			6,010	5,920	5,840	5,750	5,670	5,580	5,500	5,410	5,330	5,250	5,160	5,070	
軽自動車	検査対象車		6,480	6,360	6,230	6,110	5,980	5,860	5,740	5,610	5,490	5,360	5,240	5,110	
	検査対象外車		5,520												
原動機付自転車			5,150												
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,120	5,110	5,100	5,090	5,080	5,070	5,060	5,040	5,030	5,020	5,010	5,000	
緊急自動車			5,160	5,140	5,130	5,120	5,100	5,090	5,070	5,060	5,050	5,030	5,020	5,000	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,210	5,190	5,170	5,160	5,140	5,120	5,100	5,080	5,060	5,050	5,030	5,010	5,000
	(ロ) 小型二輪自動車		5,210	5,190	5,170	5,160	5,140	5,120	5,100	5,080	5,060	5,050	5,030	5,010	5,000
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,210	5,190	5,170	5,160	5,140	5,120	5,100	5,080	5,060	5,050	5,030	5,010	5,000
		検査対象外車	5,220	5,200	5,190	5,170	5,150	5,140	5,120	5,100	5,080	5,060	5,050	5,030	5,020
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,020	5,020	5,020	5,010	5,010	5,010	5,010	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
	(ロ) 教習用自動車		5,020	5,020	5,020	5,010	5,010	5,010	5,010	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	6,050	5,960	5,870	5,790	5,700	5,610	5,520	5,430	5,340	5,260	5,170	5,080	
		b 小型二輪自動車	5,080	5,070	5,060	5,050	5,050	5,040	5,030	5,030	5,020	5,010	5,000	5,000	
	c 軽自動車	検査対象車	5,080	5,070	5,060	5,050	5,050	5,040	5,030	5,030	5,020	5,010	5,000	5,000	
		検査対象外車	5,050												
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
検査対象外被けん引軽自動車			5,040												

(注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。

2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その1 60か月～49か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	60か月契約	59か月契約	58か月契約	57か月契約	56か月契約	55か月契約	54か月契約	53か月契約	52か月契約	51か月契約	50か月契約	49か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用													
	自家用													
営業用乗用自動車	個人を除く													
	個人													
自家用乗用自動車														
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの												
		最大積載量が2トン以下のもの												
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの												
		最大積載量が2トン以下のもの												
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用													
	自家用													
小型二輪自動車														
軽自動車	検査対象車													
	検査対象外車	5,840												
原動機付自転車		5,660												
大型特殊自動車及び小型特殊自動車														
緊急自動車														
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		13,420	13,290	13,150	13,020	12,880	12,750	12,610	12,480	12,340	12,210	12,070	11,940
	(ロ) 小型二輪自動車		5,760	5,740	5,730	5,720	5,710	5,690	5,680	5,670	5,660	5,650	5,630	5,620
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	6,010	5,990	5,970	5,960	5,940	5,920	5,910	5,890	5,880	5,860	5,840	5,830
		検査対象外車	5,840	5,830	5,820	5,800	5,790	5,780	5,760	5,750	5,740	5,720	5,710	5,700
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車													
	(ロ) 教習用自動車													
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)												
		b 小型二輪自動車												
		c 軽自動車	検査対象車											
検査対象外車	20,150													
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車														
検査対象外被けん引軽自動車			5,130											

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その2 48か月～37か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	48か月契約	47か月契約	46か月契約	45か月契約	44か月契約	43か月契約	42か月契約	41か月契約	40か月契約	39か月契約	38か月契約	37か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用													
	家用													
営業用乗用自動車	個人を除く													
	個人													
家用乗用自動車														16,510
普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの												
		最大積載量が2トン以下のもの												
	家用	最大積載量が2トンを超えるもの												
		最大積載量が2トン以下のもの												
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用													
	家用													
小型二輪自動車														5,470
軽自動車	検査対象車													16,510
	検査対象外車	5,680												
原動機付自転車			5,540											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車														
緊急自動車														10,180
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		11,800	11,660	11,530	11,390	11,250	11,110	10,980	10,840	10,700	10,560	10,430	10,290
	(ロ) 小型二輪自動車		5,610	5,600	5,590	5,570	5,560	5,550	5,530	5,520	5,510	5,500	5,480	5,470
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,810	5,800	5,780	5,760	5,750	5,730	5,710	5,700	5,680	5,660	5,650	5,630
		検査対象外車	5,680	5,670	5,660	5,640	5,630	5,620	5,600	5,590	5,580	5,560	5,550	5,530
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車													
	(ロ) 教習用自動車													
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)												
		b 小型二輪自動車												14,500
		c 軽自動車	検査対象車											
検査対象外車	17,250													
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車														
検査対象外被けん引軽自動車			5,110											

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その3 36か月～25か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約	31か月契約	30か月契約	29か月契約	28か月契約	27か月契約	26か月契約	25か月契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用														
	自家用														
営業用乗用自動車	個人を除く														
	個人														
自家用乗用自動車			16,210	15,900	15,600	15,290	14,990	14,680	14,380	14,070	13,770	13,460	13,160	12,850	
普通けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの												22,420	
		最大積載量が2トン以下のもの												22,420	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの												22,420	
		最大積載量が2トン以下のもの												22,420	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用													14,670	
	自家用													14,670	
小型二輪自動車			5,460	5,450	5,440	5,420	5,410	5,400	5,380	5,370	5,360	5,350	5,330	5,320	
軽自動車	検査対象車		16,210	15,900	15,600	15,290	14,990	14,680	14,380	14,070	13,770	13,460	13,160	12,850	
	検査対象外車		5,520												
原動機付自転車			5,410												
大型特殊自動車及び小型特殊自動車														6,690	
緊急自動車			10,040	9,910	9,770	9,630	9,490	9,360	9,220	9,080	8,940	8,810	8,670	8,530	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		10,150	10,010	9,870	9,730	9,590	9,450	9,310	9,170	9,030	8,890	8,750	8,610	
	(ロ) 小型二輪自動車		5,460	5,450	5,440	5,420	5,410	5,400	5,380	5,370	5,360	5,350	5,330	5,320	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,610	5,600	5,580	5,560	5,550	5,530	5,510	5,500	5,480	5,460	5,440	5,430	
		検査対象外車	5,520	5,510	5,490	5,480	5,470	5,450	5,440	5,420	5,410	5,400	5,380	5,370	
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車													7,740	
	(ロ) 教習用自動車													7,740	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)													12,480
		b 小型二輪自動車	14,260	14,000	13,750	13,500	13,250	13,000	12,740	12,490	12,240	11,990	11,730	11,480	
		c 軽自動車	検査対象車												11,480
検査対象外車	14,280														
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車														5,010	
検査対象外被けん引軽自動車			5,090												

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その4 24か月～13か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	24か月契約	23か月契約	22か月契約	21か月契約	20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約	15か月契約	14か月契約	13か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用													39,910
	自家用													16,220
営業用乗用自動車	個人を除く													77,620
	個人													48,780
自家用乗用自動車			12,540	12,230	11,920	11,610	11,300	10,990	10,670	10,360	10,050	9,740	9,430	9,120
普通けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	21,740	21,050	20,360	19,670	18,970	18,280	17,590	16,900	16,210	15,520	14,830	14,140
		最大積載量が2トン以下のもの	21,740	21,050	20,360	19,670	18,970	18,280	17,590	16,900	16,210	15,520	14,830	14,140
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	21,740	21,050	20,360	19,670	18,970	18,280	17,590	16,900	16,210	15,520	14,830	14,140
		最大積載量が2トン以下のもの	21,740	21,050	20,360	19,670	18,970	18,280	17,590	16,900	16,210	15,520	14,830	14,140
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		14,290	13,910	13,530	13,140	12,760	12,370	11,990	11,610	11,220	10,840	10,460	10,070
	自家用		14,290	13,910	13,530	13,140	12,760	12,370	11,990	11,610	11,220	10,840	10,460	10,070
小型二輪自動車			5,310	5,290	5,280	5,270	5,260	5,240	5,230	5,220	5,200	5,190	5,180	5,160
軽自動車	検査対象車		12,540	12,230	11,920	11,610	11,300	10,990	10,670	10,360	10,050	9,740	9,430	9,120
	検査対象外車		5,360											
原動機付自転車			5,280											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			6,620	6,550	6,490	6,420	6,350	6,280	6,220	6,150	6,080	6,020	5,950	5,880
緊急自動車			8,390	8,250	8,110	7,970	7,830	7,690	7,550	7,410	7,270	7,130	6,990	6,850
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		8,460	8,320	8,180	8,030	7,890	7,750	7,610	7,460	7,320	7,170	7,030	6,890
	(ロ) 小型二輪自動車		5,310	5,290	5,280	5,270	5,260	5,240	5,230	5,220	5,200	5,190	5,180	5,160
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,410	5,390	5,380	5,360	5,340	5,320	5,310	5,290	5,270	5,260	5,240	5,220
		検査対象外車	5,360	5,340	5,330	5,310	5,300	5,290	5,270	5,260	5,240	5,230	5,210	5,200
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		7,630	7,530	7,420	7,310	7,200	7,090	6,980	6,870	6,760	6,650	6,540	6,440
	(ロ) 教習用自動車		7,630	7,530	7,420	7,310	7,200	7,090	6,980	6,870	6,760	6,650	6,540	6,440
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	12,190	11,890	11,600	11,300	11,000	10,700	10,410	10,110	9,810	9,520	9,220	8,920
		b 小型二輪自動車	11,230	10,970	10,710	10,460	10,200	9,940	9,690	9,430	9,170	8,910	8,660	8,400
	(ニ) その他	検査対象車	11,230	10,970	10,710	10,460	10,200	9,940	9,690	9,430	9,170	8,910	8,660	8,400
		検査対象外車	11,250											
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,000	5,000	5,000
検査対象外被けん引軽自動車			5,060											

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率〔その5 12か月～5日契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約	7か月契約	6か月契約	5か月契約	4か月契約	3か月契約	2か月契約	1か月契約	5日契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用		37,270	34,580	31,890	29,200	26,510	23,820	21,130	18,440	15,750	13,060	10,370	7,680		
	家用		15,370	14,510	13,640	12,780	11,910	11,050	10,180	9,320	8,450	7,590	6,720	5,850		
営業用乗用自動車	個人を除く		72,130	66,540	60,940	55,350	49,750	44,150	38,560	32,960	27,370	21,780	16,180	10,580		
	個人		45,480	42,100	38,730	35,360	31,980	28,610	25,230	21,860	18,490	15,110	11,740	8,360		
家用乗用自動車			8,810	8,490	8,170	7,850	7,530	7,220	6,900	6,580	6,260	5,940	5,630	5,310		
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,450	12,740	12,040	11,330	10,630	9,920	9,220	8,510	7,810	7,110	6,400	5,690		
		最大積載量が2トン以下のもの	13,450	12,740	12,040	11,330	10,630	9,920	9,220	8,510	7,810	7,110	6,400	5,690		
	家用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,450	12,740	12,040	11,330	10,630	9,920	9,220	8,510	7,810	7,110	6,400	5,690		
		最大積載量が2トン以下のもの	13,450	12,740	12,040	11,330	10,630	9,920	9,220	8,510	7,810	7,110	6,400	5,690		
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		9,690	9,300	8,900	8,510	8,120	7,730	7,340	6,950	6,560	6,170	5,770	5,380		
	家用		9,690	9,300	8,900	8,510	8,120	7,730	7,340	6,950	6,560	6,170	5,770	5,380		
小型二輪自動車			5,150	5,140	5,120	5,110	5,100	5,080	5,070	5,060	5,040	5,030	5,020	5,000		
軽自動車	検査対象車		8,810	8,490	8,170	7,850	7,530	7,220	6,900	6,580	6,260	5,940	5,630	5,310		
	検査対象外車		5,190													
原動機付自転車			5,150													
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,810	5,740	5,680	5,610	5,540	5,470	5,400	5,330	5,260	5,200	5,130	5,060		
緊急自動車			6,710	6,570	6,420	6,280	6,140	5,990	5,850	5,710	5,560	5,420	5,280	5,130		
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,750	6,600	6,450	6,310	6,160	6,010	5,870	5,720	5,580	5,430	5,280	5,140	5,010	
	(ロ) 小型二輪自動車		5,150	5,140	5,120	5,110	5,100	5,080	5,070	5,060	5,040	5,030	5,020	5,000	5,000	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,200	5,180	5,170	5,150	5,130	5,120	5,100	5,080	5,060	5,040	5,030	5,010	5,000	
		検査対象外車	5,190	5,170	5,160	5,140	5,130	5,110	5,100	5,080	5,070	5,050	5,040	5,020	5,020	
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		6,330	6,210	6,100	5,990	5,880	5,770	5,660	5,550	5,440	5,320	5,210	5,100		
	(ロ) 教習用自動車		6,330	6,210	6,100	5,990	5,880	5,770	5,660	5,550	5,440	5,320	5,210	5,100		
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		8,630	8,320	8,020	7,720	7,410	7,110	6,810	6,500	6,200	5,900	5,600	5,290	
		b 小型二輪自動車		8,140	7,880	7,620	7,350	7,090	6,830	6,570	6,300	6,040	5,780	5,520	5,250	
		c 軽自動車	検査対象車	8,140	7,880	7,620	7,350	7,090	6,830	6,570	6,300	6,040	5,780	5,520	5,250	
			検査対象外車	8,160												
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000		
検査対象外被けん引軽自動車			5,040													

(注) 本表は、沖縄県のうち(4)の表(注)2に掲げる地域以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その1 60か月～49か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	60か月契約	59か月契約	58か月契約	57か月契約	56か月契約	55か月契約	54か月契約	53か月契約	52か月契約	51か月契約	50か月契約	49か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用													
	家用													
営業用乗用自動車	個人を除く													
	個人													
家用乗用自動車														
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの												
		最大積載量が2トン以下のもの												
	家用	最大積載量が2トンを超えるもの												
		最大積載量が2トン以下のもの												
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用													
	家用													
小型二輪自動車														
軽自動車	検査対象車													
	検査対象外車	5,840												
原動機付自転車			5,660											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車														
緊急自動車														
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,050	6,030	6,020	6,000	5,980	5,970	5,950	5,930	5,910	5,900	5,880	5,860
	(ロ) 小型二輪自動車		5,760	5,740	5,730	5,720	5,710	5,690	5,680	5,670	5,660	5,650	5,630	5,620
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,880	5,860	5,850	5,830	5,820	5,810	5,790	5,780	5,760	5,750	5,740	5,720
		検査対象外車	5,760	5,750	5,740	5,730	5,710	5,700	5,690	5,680	5,670	5,650	5,640	5,630
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車													
	(ロ) 教習用自動車													
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)												
		b 小型二輪自動車												
		c 軽自動車	検査対象車											
検査対象外車	5,190													
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車														
検査対象外被けん引軽自動車			5,130											

- (注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。  
 2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その2 48か月～37か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	48か月契約	47か月契約	46か月契約	45か月契約	44か月契約	43か月契約	42か月契約	41か月契約	40か月契約	39か月契約	38か月契約	37か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用													
	家用													
営業用乗用自動車	個人を除く													
	個人													
家用乗用自動車														10,730
普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの												
		最大積載量が2トン以下のもの												
	家用	最大積載量が2トンを超えるもの												
		最大積載量が2トン以下のもの												
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用													
	家用													
小型二輪自動車														5,470
軽自動車	検査対象車													6,610
	検査対象外車	5,680												
原動機付自転車			5,540											
大型特殊自動車及び小型特殊自動車														
緊急自動車														5,490
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,850	5,830	5,810	5,800	5,780	5,760	5,740	5,730	5,710	5,690	5,670	5,660
	(ロ) 小型二輪自動車		5,610	5,600	5,590	5,570	5,560	5,550	5,530	5,520	5,510	5,500	5,480	5,470
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,710	5,690	5,680	5,660	5,650	5,640	5,620	5,610	5,590	5,580	5,560	5,550
		検査対象外車	5,620	5,610	5,590	5,580	5,570	5,560	5,550	5,530	5,520	5,510	5,500	5,480
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車													
	(ロ) 教習用自動車													
	その他	(ハ) a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)												
		b 小型二輪自動車												5,240
		c 軽自動車	検査対象車											
検査対象外車	5,160													
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車														
検査対象外被けん引軽自動車			5,110											

- (注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。  
 2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その3 36か月～25か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	36か月契約	35か月契約	34か月契約	33か月契約	32か月契約	31か月契約	30か月契約	29か月契約	28か月契約	27か月契約	26か月契約	25か月契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用														
	家用														
営業用乗用自動車	個人を除く														
	個人														
家用乗用自動車			10,580	10,430	10,280	10,120	9,970	9,820	9,670	9,510	9,360	9,210	9,060	8,910	
普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの												21,560	
		最大積載量が2トン以下のもの												20,300	
	家用	最大積載量が2トンを超えるもの												21,560	
		最大積載量が2トン以下のもの												20,300	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用													11,920	
	家用													11,920	
小型二輪自動車			5,460	5,450	5,440	5,420	5,410	5,400	5,380	5,370	5,360	5,350	5,330	5,320	
軽自動車	検査対象車		6,570	6,530	6,490	6,440	6,400	6,360	6,310	6,270	6,230	6,180	6,140	6,100	
	検査対象外車		5,520												
原動機付自転車			5,410												
大型特殊自動車及び小型特殊自動車														5,260	
緊急自動車			5,480	5,460	5,450	5,440	5,430	5,410	5,400	5,390	5,370	5,360	5,350	5,330	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,640	5,620	5,600	5,590	5,570	5,550	5,530	5,520	5,500	5,480	5,460	5,450	
	(ロ) 小型二輪自動車		5,460	5,450	5,440	5,420	5,410	5,400	5,380	5,370	5,360	5,350	5,330	5,320	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,530	5,520	5,500	5,490	5,470	5,460	5,450	5,430	5,420	5,400	5,390	5,370	
		検査対象外車	5,470	5,460	5,450	5,430	5,420	5,410	5,400	5,380	5,370	5,360	5,350	5,330	
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車													5,050	
	(ロ) 教習用自動車													5,050	
	その他	(ハ) a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)													5,760
		c 軽自動車	b 小型二輪自動車	5,240	5,230	5,220	5,220	5,210	5,200	5,200	5,190	5,180	5,180	5,170	5,160
			検査対象車												5,160
	検査対象外車	5,120													
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車														5,010	
検査対象外被けん引軽自動車			5,090												

- (注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。  
 2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その4 24か月～13か月契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	24か月契約	23か月契約	22か月契約	21か月契約	20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約	15か月契約	14か月契約	13か月契約	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用													18,390	
	家用													16,220	
営業用乗用自動車	個人を除く													24,090	
	個人													24,090	
家用乗用自動車			8,750	8,600	8,440	8,290	8,130	7,980	7,820	7,670	7,510	7,360	7,200	7,050	
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	20,920	20,260	19,610	18,950	18,290	17,640	16,980	16,320	15,660	15,010	14,350	13,690	
		最大積載量が2トン以下のもの	19,700	19,090	18,490	17,880	17,270	16,670	16,060	15,450	14,850	14,240	13,630	13,030	
	家用	最大積載量が2トンを超えるもの	20,920	20,260	19,610	18,950	18,290	17,640	16,980	16,320	15,660	15,010	14,350	13,690	
		最大積載量が2トン以下のもの	19,700	19,090	18,490	17,880	17,270	16,670	16,060	15,450	14,850	14,240	13,630	13,030	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		11,650	11,370	11,100	10,820	10,550	10,280	10,000	9,730	9,450	9,180	8,900	8,630	
	家用		11,650	11,370	11,100	10,820	10,550	10,280	10,000	9,730	9,450	9,180	8,900	8,630	
小型二輪自動車			5,310	5,290	5,280	5,270	5,260	5,240	5,230	5,220	5,200	5,190	5,180	5,160	
軽自動車	検査対象車		6,060	6,010	5,970	5,920	5,880	5,840	5,790	5,750	5,700	5,660	5,620	5,570	
	検査対象外車		5,360												
原動機付自転車			5,280												
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,250	5,240	5,230	5,220	5,200	5,190	5,180	5,170	5,160	5,150	5,140	5,130	
緊急自動車			5,320	5,310	5,290	5,280	5,270	5,250	5,240	5,220	5,210	5,200	5,180	5,170	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,430	5,410	5,390	5,370	5,360	5,340	5,320	5,300	5,280	5,270	5,250	5,230	
	(ロ) 小型二輪自動車		5,310	5,290	5,280	5,270	5,260	5,240	5,230	5,220	5,200	5,190	5,180	5,160	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,360	5,340	5,330	5,310	5,300	5,280	5,270	5,250	5,240	5,220	5,210	5,190	
		検査対象外車	5,320	5,310	5,300	5,280	5,270	5,260	5,240	5,230	5,220	5,210	5,190	5,180	
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,050	5,050	5,040	5,040	5,040	5,040	5,030	5,030	5,030	5,030	5,030	5,020	
	(ロ) 教習用自動車		5,050	5,050	5,040	5,040	5,040	5,040	5,030	5,030	5,030	5,030	5,030	5,030	5,020
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	5,730	5,700	5,670	5,640	5,610	5,580	5,550	5,520	5,490	5,460	5,430	5,400	
		b 小型二輪自動車	5,160	5,150	5,140	5,140	5,130	5,120	5,120	5,110	5,100	5,100	5,090	5,080	
	c 軽自動車	検査対象車	5,160	5,150	5,140	5,140	5,130	5,120	5,120	5,110	5,100	5,100	5,090	5,080	
		検査対象外車	5,090												
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,010	5,000	5,000	5,000	
検査対象外被けん引軽自動車			5,060												

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。  
 2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その5 12か月～5日契約〕

(単位：円)

車種		保険期間	12か月契約	11か月契約	10か月契約	9か月契約	8か月契約	7か月契約	6か月契約	5か月契約	4か月契約	3か月契約	2か月契約	1か月契約	5日契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用		17,380	16,350	15,320	14,280	13,250	12,220	11,190	10,150	9,120	8,090	7,060	6,020	
	家用		15,370	14,510	13,640	12,780	11,910	11,050	10,180	9,320	8,450	7,590	6,720	5,850	
営業用乗用自動車	個人を除く		22,650	21,180	19,710	18,240	16,760	15,290	13,820	12,350	10,880	9,410	7,930	6,460	
	個人		22,650	21,180	19,710	18,240	16,760	15,290	13,820	12,350	10,880	9,410	7,930	6,460	
家用乗用自動車			6,890	6,730	6,570	6,420	6,260	6,100	5,940	5,780	5,620	5,470	5,310	5,150	
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,030	12,360	11,690	11,020	10,350	9,680	9,010	8,340	7,670	7,000	6,330	5,660	
		最大積載量が2トン以下のもの	12,420	11,800	11,180	10,560	9,940	9,320	8,710	8,090	7,470	6,850	6,230	5,610	
	家用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,030	12,360	11,690	11,020	10,350	9,680	9,010	8,340	7,670	7,000	6,330	5,660	
		最大積載量が2トン以下のもの	12,420	11,800	11,180	10,560	9,940	9,320	8,710	8,090	7,470	6,850	6,230	5,610	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		8,350	8,070	7,790	7,510	7,230	6,950	6,670	6,390	6,110	5,830	5,550	5,270	
	家用		8,350	8,070	7,790	7,510	7,230	6,950	6,670	6,390	6,110	5,830	5,550	5,270	
小型二輪自動車			5,150	5,140	5,120	5,110	5,100	5,080	5,070	5,060	5,040	5,030	5,020	5,000	
軽自動車	検査対象車		5,530	5,480	5,440	5,390	5,350	5,300	5,260	5,220	5,170	5,130	5,080	5,030	
	検査対象外車		5,190												
原動機付自転車			5,150												
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,120	5,110	5,100	5,090	5,080	5,070	5,060	5,040	5,030	5,020	5,010	5,000	
緊急自動車			5,160	5,140	5,130	5,120	5,100	5,090	5,070	5,060	5,050	5,030	5,020	5,000	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,210	5,190	5,170	5,160	5,140	5,120	5,100	5,080	5,060	5,050	5,030	5,010	5,000
	(ロ) 小型二輪自動車		5,150	5,140	5,120	5,110	5,100	5,080	5,070	5,060	5,040	5,030	5,020	5,000	5,000
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	5,180	5,160	5,140	5,130	5,110	5,100	5,080	5,070	5,050	5,040	5,020	5,010	5,000
		検査対象外車	5,170	5,150	5,140	5,130	5,120	5,100	5,090	5,080	5,060	5,050	5,040	5,020	5,020
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,020	5,020	5,020	5,010	5,010	5,010	5,010	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
	(ロ) 教習用自動車		5,020	5,020	5,020	5,010	5,010	5,010	5,010	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	5,370	5,340	5,300	5,270	5,240	5,210	5,180	5,150	5,120	5,090	5,050	5,020	
		b 小型二輪自動車	5,080	5,070	5,060	5,050	5,050	5,040	5,030	5,030	5,020	5,010	5,000	5,000	
	c 軽自動車	検査対象車	5,080	5,070	5,060	5,050	5,050	5,040	5,030	5,030	5,020	5,010	5,000	5,000	
		検査対象外車	5,050												
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
検査対象外被けん引軽自動車			5,040												

(注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。  
 2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

3. 自動車損害賠償責任保険普通保険約款第13条第2項の規定により  
保険料を返還する場合の返還保険料

返還保険料は、次の計算により算出した額とする。ただし、算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入して10円単位とする。

(1) 保険期間開始後における解約

イ 保険期間13か月までの契約

$$\text{返還保険料} = (\text{12か月契約の純保険料率} + \text{12か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数}}{\text{12か月}}$$

(注) 未経過月数は、保険期間月数－既経過月数とする。ただし、既経過月数に端数が生じた場合は、その端数を1か月に切り上げる。以下同じ。

ロ 保険期間13か月を超え25か月までの契約

(イ) 未経過期間13か月以上で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{24か月契約の1年を超える部分の純保険料率} + \text{24か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{12か月契約の純保険料率} + \text{12か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{12か月}}{\text{12か月}}$$

(ロ) 未経過期間12か月以下で解約する場合

$$\text{返還保険料} = (\text{24か月契約の1年を超える部分の純保険料率} + \text{24か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数}}{\text{12か月}}$$

ハ 保険期間25か月を超え37か月までの契約

(イ) 未経過期間25か月以上で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{36か月契約の1年を超える部分の純保険料率} + \text{36か月契約の1年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{12か月契約の純保険料率} + \text{12か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{24か月}}{\text{12か月}}$$

(ロ) 未経過期間13か月以上24か月以下で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{36か月契約の2年を超える部分の純保険料率} + \text{36か月契約の2年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{36か月契約の1年超2年以内の純保険料率} + \text{36か月契約の1年超2年以内の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{12か月}}{\text{12か月}}$$

(ハ) 未経過期間 12 か月以下で解約する場合

$$\text{返還保険料} = (\text{36 か月契約の 2 年を超える部分の純保険料率} + \text{36 か月契約の 2 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数}}{12 \text{ か月}}$$

ニ 保険期間 37 か月を超え 49 か月までの契約

(イ) 未経過期間 37 か月以上で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{48 か月契約の 1 年を超える部分の純保険料率} + \text{48 か月契約の 1 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{12 か月契約の純保険料率} + \text{12 か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{36 か月}}{12 \text{ か月}}$$

(ロ) 未経過期間 25 か月以上 36 か月以下で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{48 か月契約の 2 年を超える部分の純保険料率} + \text{48 か月契約の 2 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{48 か月契約の 1 年超 2 年以内の純保険料率} + \text{48 か月契約の 1 年超 2 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{24 か月}}{12 \text{ か月}}$$

(ハ) 未経過期間 13 か月以上 24 か月以下で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{48 か月契約の 3 年を超える部分の純保険料率} + \text{48 か月契約の 3 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{48 か月契約の 2 年超 3 年以内の純保険料率} + \text{48 か月契約の 2 年超 3 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{12 か月}}{12 \text{ か月}}$$

(ニ) 未経過期間 12 か月以下で解約する場合

$$\text{返還保険料} = (\text{48 か月契約の 3 年を超える部分の純保険料率} + \text{48 か月契約の 3 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数}}{12 \text{ か月}}$$

ホ 保険期間 49 か月を超え 60 か月までの契約

(イ) 未経過期間 49 か月以上で解約する場合

$$\text{返還保険料} = \text{60 か月契約の 1 年を超える部分の純保険料率} + \text{60 か月契約の 1 年を超える部分の社費中損害調査費相当部分} + (\text{12 か月契約の純保険料率} + \text{12 か月契約の社費中損害調査費相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数} - \text{48 か月}}{12 \text{ か月}}$$

(ロ) 未経過期間 37 か月以上 48 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 60 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 60 \text{ か月契約の 2 年を超える部分の社費中損害調査費相} \\ &\text{当部分} + (60 \text{ か月契約の 1 年超 2 年以内の純保険料率} + 6 \\ &0 \text{ か月契約の 1 年超 2 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 36 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ハ) 未経過期間 25 か月以上 36 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 60 \text{ か月契約の 3 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 60 \text{ か月契約の 3 年を超える部分の社費中損害調査費相} \\ &\text{当部分} + (60 \text{ か月契約の 2 年超 3 年以内の純保険料率} + 6 \\ &0 \text{ か月契約の 2 年超 3 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 24 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ニ) 未経過期間 13 か月以上 24 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= 60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の純保険料率} \\ &+ 60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の社費中損害調査費相} \\ &\text{当部分} + (60 \text{ か月契約の 3 年超 4 年以内の純保険料率} + 6 \\ &0 \text{ か月契約の 3 年超 4 年以内の社費中損害調査費相当部分}) \\ &\times \frac{\text{未経過月数} - 12 \text{ か月}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(ホ) 未経過期間 12 か月以下で解約する場合

$$\begin{aligned} \text{返還保険料} &= (60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の純保険料} \\ &\text{率} + 60 \text{ か月契約の 4 年を超える部分の社費中損害調査費} \\ &\text{相当部分}) \times \frac{\text{未経過月数}}{12 \text{ か月}} \end{aligned}$$

(2) 保険期間開始前の解約

純保険料率及び社費中損害調査費相当部分の全額を返還する。